

楽しい子育て  
応援します！

幼稚園にあそびに来ませんか？ 幼稚園探検隊大募集！  
平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの来入园児対象

須恵南幼稚園

9時45分～11時15分 ☎933-2400



| 日 時           | 内 容      |
|---------------|----------|
| 5月28日（水）      | 幼稚園探検    |
| 6月19日（木）      | 親子で作ろう   |
| 7月3日（木）       | 水あそび     |
| 10月10日（金）     | 運動会ごっこ   |
| 11月20日（木）     | お店屋さんごっこ |
| 平成27年1月30日（金） | 親子観劇会    |

※当日の天候により、内容が変更になることもありますので、各園にお問合せください。  
※水筒、帽子、上履きや着替えなど必要に応じて持参してください。

れいんぼ一幼稚園

9時45分～11時 ☎937-6778



| 日 時           | 内 容         |
|---------------|-------------|
| 6月6日（金）       | 作ってあそぼう     |
| 7月4日（金）       | いっしょにあそぼう   |
| 9月4日（木）       | プールあそび・水あそび |
| 10月17日（金）     | 運動会ごっこ      |
| 11月12日（水）     | 観劇会へようこそ    |
| 平成27年1月27日（火） | いっしょにあそぼう   |

いっしょにあそぼうよ！ まってるよ！  
各開催日の3日前までにお申し込みください。

れいんぼ一保育園

10時～11時 ☎937-6780



| 日 時           | 内 容        |
|---------------|------------|
| 5月30日（金）      | いっしょにあそぼう！ |
| 6月25日（水）      | いっしょにあそぼう！ |
| 7月8日（火）       | いっしょにあそぼう！ |
| 8月1日（金）       | プールあそび     |
| 10月10日（金）     | いっしょにあそぼう！ |
| 平成27年1月13日（火） | いっしょにあそぼう！ |



認定こども園 アザレア幼児園

●わくわくルーム（4，5歳）  
9時30分～11時30分 ☎935-4755  
●にこにこルーム（0～3歳）  
10時～11時 ☎935-0504



| 日 時           | 内 容             |
|---------------|-----------------|
| 5月28日（水）      | いっしょにあそぼう！      |
| 6月24日（火）      | いっしょにあそぼう！      |
| 7月15日（火）      | プールあそびや水あそびをしよう |
| 9月9日（火）       | いっしょにあそぼう！      |
| 10月7日（火）      | ミニミニ運動会         |
| 11月11日（火）     | いっしょにあそぼう！      |
| 12月2日（火）      | いっしょにあそぼう！      |
| 平成27年1月16日（金） | いっしょにあそぼう！      |
| 平成27年2月10日（火） | 4歳児の劇を観よう       |

TOPICS

お知らせ

全国一斉「人権擁護委員の日」  
特設人権相談所を開設します

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。あなたの街や身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日 時 6月5日（木）13時～16時  
▼場 所 須恵町福祉センター  
▼相談料 無料  
▼人権擁護委員は、いつでも相談を受け付けています。  
▼問合せ先 福岡法務局内 福岡人権擁護委員協議会 ☎832・4311

子育て世帯臨時特例給付金とは？  
消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものです。

▼支給対象者 平成26年1月1日を基準日とし、この基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、かつ平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人が対象となります。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）対象者および生活保護の被保護者などは対象外です。

▼対象児童 基準日（平成26年1月1日）において、以下の条件を満たした児童が対象です。

・支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童を基本とします。ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者および生活保護の被保護者等は対象外です。

▼給付額 対象児童1人につき 1万円  
▼申込方法 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所の市町村（特別区を含む）に対して、支給の申請を行います。

・申請を受け付けた後に、児童手当の受給状況、平成25年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査のうえ、支給対象者に対して支給を行います。

TOPICS

受付準備中

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ  
6月から受付開始（予定）

TOPICS

料金改定

消費税率変更に伴う  
上下水道料金改定のお知らせ

平成26年4月1日、消費税法の一部改正により、消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。これに伴い、水道料金および下水道料金が改定されました。なお、今回の水道料金および下水道料金の改定においては、消費税率の変更のみで、使用料および量水器使用料については変更ありません。

ただし、以下のように、4月1日を境に適用時期が異なりますので、ご注意ください。

適用時期  
●平成26年3月31日以前から上下水道を使用しているご家庭および企業  
↓平成26年5月検針分から（6月支払い）  
●平成26年4月1日以降に新規で上下水道を使用しているご家庭および企業  
↓平成26年4月検針分から（5月支払い）

消費税率変更に伴う上下水道料金比較

| 家庭・公共用（13ミリ）<br>1か月20m <sup>3</sup> 使用した場合 |                   |                   |
|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| ●水道料金                                      | 改正前（5％）<br>3,740円 | 改正後（8％）<br>3,850円 |
| ●下水道料金                                     | 改正前（5％）<br>2,730円 | 改正後（8％）<br>2,800円 |

| 営業用（13ミリ）<br>1か月30m <sup>3</sup> 使用した場合 |                   |                   |
|-----------------------------------------|-------------------|-------------------|
| ●水道料金                                   | 改正前（5％）<br>6,760円 | 改正後（8％）<br>6,950円 |
| ●下水道料金                                  | 改正前（5％）<br>4,300円 | 改正後（8％）<br>4,420円 |

※上下水道両方を利用している場合は、合計が使用料金となります。